

陸甲 三六

昭和八年六月十一日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣



法制局長官

外務大臣

長

海軍大臣

五

商工大臣

五

大東亞大臣

表

内務大臣

海

司法大臣

五

遞信大臣

五

陸軍國務大臣



大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

五

大藏國務大臣

五

陸軍大臣



農林大臣

五

厚生大臣

五

後藤國務大臣



別紙陸軍大臣

大臣

請議多摩

陸軍

技術研究所令制定ノ件

陸甲 三六

日本標準規格四例(十一行全)(山田納)

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令 案

呈案附案ノ通

陸軍省 第二三號
昭和十八年六月十日

秘

陸密第一九四四號

多摩陸軍技術研究所令制定ノ件

昭和拾八年六月拾日

陸軍大臣 東條英機

内閣總理大臣 東條英機殿

多摩陸軍技術研究所令制定ノ件別紙勅令案ノ通制定相成度理由書
ヲ相添ヘ閣議ヲ請フ

小栗

陸

18.6.10
文書

陸甲 三六

朕多摩陸軍技術研究所令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十八年六月十五日

内閣總理大臣
陸軍大臣

勅令第四百九十六號

多摩陸軍技術研究所令

第一條 多摩陸軍技術研究所ハ陸軍ニ於ケル電波關係ノ兵器及兵器材料ニテ陸軍大臣ノ指定スルモノニ關スル調査、研究、考案、設計及試験ヲ行フ所トス

第二條 多摩陸軍技術研究所ニ庶務課、經理課、研究部及飛行班

ヲ置ク其ノ業務ノ分掌ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第三條 陸軍大臣ハ必要ニ應ジ多摩陸軍技術研究所ノ出張所ヲ置クコトヲ得

多摩陸軍技術研究所長ハ研究實施上特別ノ必要アルトキハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ多摩陸軍技術研究所ノ研究室ヲ置クコトヲ得

第四條 多摩陸軍技術研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

部長

課長

所員

飛行班長

附

准士官、下士官及判任文官

出張所ヲ置キタル場合ニ於テハ出張所長ハ所員ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 前條職員ノ外電波關係ノ兵器及兵器材料ノ考案、調査及

研究ニ參與セシムル爲多摩陸軍技術研究所ニ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ學識及技能卓越ナル者ノ中ヨリ陸軍大臣之ヲ委嘱ス

第六條 所長ハ陸軍大臣ニ隸シ多摩陸軍技術研究所ノ業務ヲ總理ス

第七條 部長ハ所長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第八條 課長ハ所長ノ命ヲ承ケ課務ヲ掌理ス

第九條 所員及附へ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第十條 飛行班長へ所長ノ命ヲ承ケ飛行班ノ業務ヲ掌理ス

第十一條 准士官、下士官及判任文官へ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ事務ニ従事ス

第十二條 所長へ官廳又ハ民間ヨリ電波關係ノ技術ニ付指導又ハ試験ノ依頼アルトキハ第一條ノ規定ニ依ル業務ニ付可ク受ケ之ニ應ズルコトヲ得

第十三條 所長ハ試験又ハ研究ノ爲必要アルトキハ參謀總長、教育總監、陸軍航空總監、陸軍兵器行政本部長、陸軍航空本部長、陸軍運輸部長、軍司令官、航空軍司令官、師團長又ハ飛行師團長ニ稟議シ其ノ學校、軍隊等ヲシテ試験ヲ實施セシメ又ハ

研究ニ必要ナル人馬及兵器其ノ他ノ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍技術研究所令第一條第一項中「陸軍所要ノ兵器（航空兵器ヲ除ク以下同ジ）及兵器材料（航空ニ關スルモノヲ除ク以下同ジ）」ヲ「陸軍所要ノ兵器及兵器材料（陸軍航空技術研究所及多摩陸軍技術研究所所掌ノモノヲ除ク以下同ジ）」ニ改メ「航空關係」ノ下ニ「及多摩陸軍技術研究所所掌」ヲ加フ

陸軍航空技術研究所令第一條第一項中「氣象器材」ノ下ニ「及多摩陸軍技術研究所所掌兵器」ヲ、「兵器材料」ノ下ニ「（多摩陸

第九條 所員及附へ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第十條 飛行班長へ所長ノ命ヲ承ケ飛行班ノ業務ヲ掌理ス

第十一條 准士官、下士官及判任文官へ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ事務ニ従事ス

第十二條 所長ハ官廳又ハ民間ヨリ電波關係ノ技術ニ付指導又ハ試験ノ依頼アルトキハ第一條ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限り陸軍大臣ノニ應ズルコトヲ得

第十三條 所長ハ試験又ハ研究ノ爲必要アルトキハ參謀總長、教育總監、陸軍航空總監、陸軍兵器行政本部長、陸軍航空本部長、陸軍運輸部長、軍司令官、航空軍司令官、師團長又ハ飛行師團長ニ稟議シ其ノ學校、軍隊等ヲシテ試験ヲ實施セシメ又ハ

研究ニ必要ナル人馬及兵器其ノ他ノ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍技術研究所令第一條第一項中「陸軍所要ノ兵器（航空兵器ヲ除ク以下同ジ）及兵器材料（航空ニ關スルモノヲ除ク以下同ジ）」ヲ「陸軍所要ノ兵器及兵器材料（陸軍航空技術研究所及多摩陸軍技術研究所所掌ノモノヲ除ク以下同ジ）」ニ改メ「航空關係」ノ下ニ「及多摩陸軍技術研究所所掌」ヲ加フ
陸軍航空技術研究所令第一條第一項中「氣象器材」ノ下ニ「及多摩陸軍技術研究所所掌兵器」ヲ、「兵器材料」ノ下ニ「（多摩陸

軍技術研究所所掌ノモノヲ除ク以下同ジ」ヲ加フ

理 由

電波關係兵器ノ研究考案ヲ急ニ完成スル爲地上及航空ノ研究ヲ一元的ニ綜合シタル機關設置ノ要アルニ依ル

編制表

陸軍多摩軍医技術研究所編制表

一 將(少)中長所		區	分	人	員
研究部					
長 少將(大佐) 一	部長 少將(大佐) 一				
	會計課	庶務課	區	分	人
	主計 大(中) 佐 一	課長 大(中) 佐 一			
所員 尉 佐 官 四〇	附 主計尉官 三	附 尉官 一			
少將(大佐) 一	主計中(少)佐 一	所員 中(少)佐 一			
尉官 三〇	主計尉官 三	尉官 一			
尉官 四〇	衛生 二	主計 一〇			
四九		主計 一〇			

備

- 一、本表ノ兵科將校ハ兵技、航技將校又ハ技師ヲ以テ充ツルコトヲ得
- 二、所員、附、准士官、下士官及純任文官ハ陸軍技術研究所及陸軍航空技術研究所ヲ選シ其ノ人員ヲ彼此選道スルコトヲ得
- 三、本表ノ外飛行班ヲ置キ班長少佐（大尉）一名、尉官三名並准士官、下士官十二名ヲ置ク
- 四、前項ノ將校ノ内二名、准士官、下士官ノ内六名ハ操縦者トシ其ノ他ハ機師關係トス
- 五、本表ノ外參與及囑託ヲ置クコトヲ得
- 六、本表ノ外必要ニ應シ他ニ本職ヲ有スル陸海軍將校、各部將校、技師ヲシテ所員ヲ兼勤セシムルコトヲ得

考

陸軍第 號

陸軍多摩川技術研究所業務分掌規程左ノ通定ム

陸軍多摩川技術研究所業務分掌規程

変更

第一條 總務部ニ於テハ左ノ業務ヲ掌ル

- 一 所内ノ業務整理ニ關スル事項
- 二 所内ノ庶務、人事、給與、用度、勞務ニ關スル事項
- 三 防空及警備ニ關スル事項
- 四 方針、豫算、決算ニ關スル事項
- 五 歳入、徴收及支出ニ關スル事項
- 六 物件ノ賣買貸借ニ關スル事項

第二條 研究部ニ於テハ左ノ業務ヲ掌ル

調査、研究、考案、設計及試験ニ關スル事項

参考

朕陸軍技術研究所ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十七年十月九日
内閣總理大臣兼 東條 英機
陸軍大臣 東條 英機

勅令第六百七十八號(官報 十月十日)

陸軍技術研究所令

第一條 陸軍技術研究所ハ陸軍所要ノ兵器(航空兵器ヲ除ク以下同ジ)及兵器材料(航空ニ關スルモノヲ除ク以下同ジ)ノ調査、研究、考案、設計及試験並ニ陸軍技術(航空關係ノモノヲ除ク)及科學ノ調査、研究及試験ヲ行フ所トス
陸軍技術研究所ハ前項ノ外固定無線所(航空ニ關スルモノヲ除ク)ノ施設、補修等ヲ行フ
第二條 陸軍技術研究所ハ所要ノ地ニ之ヲ置キ第一、第二等ノ番號ヲ冠稱ス
各研究所ノ所掌事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム
陸軍大臣ハ必要ニ應ジ陸軍技術研究所ノ

出張所ヲ置クコトヲ得

第三條 陸軍技術研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

附

准士官、下士官及判任文官

出張所ヲ置キタル場合ニ於テハ出張所長ハ所員ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 所長ハ陸軍兵器行政本部長ニ隸シ陸軍技術研究所ノ業務ヲ總理ス

第五條 所員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第六條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ事務ニ従事ス

第七條 所長ハ官廳又ハ民間ヨリ兵器及兵器材料ニ關スル技術ニ付指導又ハ試験ノ依頼アルトキハ第一條ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限り陸軍兵器行政本部長ノ認可ヲ受ケ之ニ應ズルコトヲ得

第八條 所長ハ試験又ハ研究ノ爲必要アルトキハ陸軍兵器行政本部長ヲ經テ參謀總長、教育總監、陸軍航空總監、軍司令官、航空軍司令官、師團長又ハ飛行師團長ニ稟議シ其ノ學校、軍隊等ヲシテ試験ヲ實施

セシメ又ハ研究ニ必要ナル人馬及兵器其ノ他ノ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十七年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

内閣

朕陸軍航空技術研究所令改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十七年十月九日

内閣總理大臣兼 東條 英機
陸軍大臣

勅令第六百八十號(官報 十月十日)

陸軍航空技術研究所令

第一條 陸軍航空技術研究所ハ航空ニ關スル兵器、兵器材料、燃料、脂油及特殊施設並ニ航空被服、航空糧食、航空衛生等ニ關スル研究ヲ行フ所トス
陸軍航空技術研究所ハ前項ノ外航空勤務者ノ身體検査ヲ行フ

第二條 陸軍航空技術研究所ハ所要ノ地ニ之ヲ置キ第一、第二等ノ番號ヲ冠稱ス各研究所ノ所掌事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム
陸軍大臣ハ必要ニ應ジ陸軍航空技術研究所ノ出張所ヲ置クコトヲ得

第三條 陸軍航空技術研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長
所員
准士官、下士官及判任文官

出張所ヲ置キタル場合ニ於テハ出張所長ハ所員ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 所長ハ陸軍航空本部長ニ禁シ陸軍航空技術研究所ノ業務ヲ總理ス

第五條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第六條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ事務ニ従事ス

第七條 所長ハ官廳又ハ民間ヨリ航空ニ關スル兵器、兵器材料、燃料、脂油、施設、衣糧、衛生等ニ關スル研究ニ付指導ノ依頼

アルトキハ第一條ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限り陸軍航空本部長ノ認可ヲ受ケ之ニ應ズルコトヲ得

第八條 所長ハ研究ノ爲必要アルトキハ陸軍航空本部長ヲ經テ教育總監、陸軍航空總監、軍司令官、航空軍司令官、師團長又ハ飛行師團長ニ稟議シ其ノ學校、軍隊等ヲシテ試験ヲ實施セシメ又ハ研究ニ必要ナル人馬及兵器其ノ他ノ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十七年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

日本標準規格四(十一行令)(山川納)

參照

陸軍兵器行政本部令

昭和十七年十月十日(總理陸軍大臣) 陸軍兵器行政本部令

第六條 前條職員ノ外兵器及兵器材料ノ考察並ニ陸軍技術及科學ノ調査及研究ニ參與セシムル爲陸軍兵器行政本部ニ參與ヲ置クコトヲ得
參與ハ學識及技能卓越ナル者ノ中ヨリ陸軍大臣之ヲ委嘱ス

内閣